クミアイ化学工業株式会社

「コルト顆粒水和剤」登録変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄の事とお喜び申し上げます。

平素より「コルト顆粒水和剤」の普及販売に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「コルト顆粒水和剤」につきまして、平成 26 年 4 月 24 日付けで適用拡大となりましたが、以下の理由から作物名「だいこん」を削除する変更登録申請を行い、平成 26 年 8 月 27 日に変更登録されました。

変更登録内容についての周知につきご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

敬具

記

1. 対象農薬

クミアイコルト顆粒水和剤(種類名:ピリフルキナゾン水和剤、登録番号:22798 号)

2. 使用制限となる予定の登録変更内容

作物名「だいこん」を削除する。

【変更前】

作物名	適用病害虫名	希釈 倍数	使用 液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	ピリフルキナゾンを含 む農薬の総使用回数
だいこん	アブラムシ類	4000倍	100∼ 300 L/10a	収穫3日前まで	3回以内	散布	3回以内

【変更後】

削除

3. 変更理由

今般、農薬の登録に当たり、急性暴露評価が新たに実施されることとなり、順次評価が行われます。 具体的には、定められた使用方法を守って使用した場合に、想定される最大量が当該作物に残留した と仮定し、かつその作物をたとえ通常よりはるかに多くの量を短期間(1日)に摂取した場合でも、急 性参照用量(ARfD)※を超えないことの確認が行われます。

そこで本剤につきましても、当社独自に検討しました結果、適用作物のうち「だいこん」については、想定 ARfD を超過することが予想され、超過しない使用方法へ変更する必要があると判断しました。しかし、新たな作物残留試験等の実施に若干の時間を要することから、一旦、登録・適用を削除することと致しました。この方針は、平成26年7月1日開催の食品安全委員会における審議結果で示されたARfD(案)から導かれる結論とも合致することを確認しております。

なお、試験成績等が揃った時点で改めて適用拡大申請を行い、適切な病害虫防除にお役立て頂けるよう努める所存ですので、よろしくご理解の程、お願い申し上げます。

以上

※ 急性参照用量 (ARfD) とは: ヒトが 24 時間またはそれより短時間の経口摂取により健康へ悪 影響を示さないと推定される一日あたりの摂取量